議案	第 3	4 号	三田市非常勤嘱託員の長期勤続退職報酬の支給に関する条例の制定に ついて
人	事	課	長期にわたり勤続した非常勤嘱託員に対して支給する長期勤続退職報酬の取扱いについて必要な事項を定めるため、当該条例を制定しようとするもの。
内		容	【関係法令】 ・地方自治法第 203 条の 2、第 204 条の 2 ・地方公務員法第 24 条、第 25 条 ・地方公営企業法 ・特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 【制定内容】 ・趣旨(第1条) ・支給要件(第2条) ・退職報酬の支払、退職報酬の額(第3条、第4条) ・勤続期間の計算(第5条) ・遺族の範囲及び順位等(第6条) ・支給の制限(第7条) ・権利の譲渡禁止(第8条) ・退職報酬の返納(第9条) ・委任(第10条)